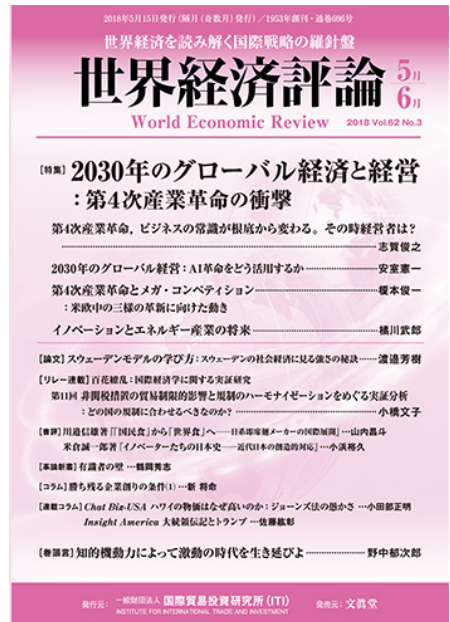


本論文は

世界経済評論 2018年5/6月号

(2018年5月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

非関税措置の貿易制限的影響と規制の

第11回

ハーモナイゼーションをめぐる実証分析

：どの国の規制に合わせるべきなのか？

小橋 文子

青山学院大学国際政治経済学部助教

おぼし・あやこ 慶應義塾大学総合政策学部（SFC）卒業，同大学院経済学研究科博士課程修了。ウィスコンシン大学留学，東洋大学経営学部助教などを経て現職。2015年夏より，UNCTADが主導する非関税措置データベース構築プロジェクトに携わる。博士（経済学）。

国境を越えた企業活動がますます増大するなかで，自由で公正な国際貿易を阻害する要因として，輸入関税のみならず，その他の伝統的な水際措置や，技術的な基準や認証制度をはじめとする国内措置が注目を集めている。貿易に影響を及ぼす，関税以外の政策措置を総称して「非関税措置」という。今，UNCTADのイニシアチブの下，国際比較可能で網羅的な非関税措置データベースが新たに構築されつつあり，世界における非関税措置の全貌が明らかにされようとしている。我々研究者には，新しい非関税措置データベースを活用して，非関税措置の実態を整理するとともに，非関税措置が国際貿易に与える影響を体系的に検討し，政策議論に役立てていくことが期待されている。本稿では，その一つの道筋として，ある国の国内規制とその貿易相手国が輸入品に対して課している規制がどの程度異なるかに着目し，そうした各国間の規制の差異がもたらす貿易制限的效果を分析する方法を紹介する。国家間の規制の差異の尺度を活用することで，たとえば，「ある地域統合において，どの国を軸に規制のハーモナイゼーションを進めていくのが，他のメンバー国が新たな規制環境に適應するための調整コストを最小化させるうえで最適か」という問いへの答えを見出すこともできる。

1 関税以外の貿易制限的措置

GATT/WTOの下での多角的貿易自由化交渉，そして二国間・複数国間の互恵的な地域貿易協定（Regional Trade Agreements：RTAs）を通じて，輸入関税は着実に引き下げられてきた。国境を越えた企業活動が増大するなかで，真の経済統合を達成するには関税撤廃のみでは不十分であるとの認識から，非関税措置（Non-Tariff Measures：NTMs）の貿易制限的な影響への関心が高まっている。

(1) 非関税措置とは

通常の間税以外にも，商品貿易の取引数量や価格に影響を及ぼす可能性のある政策措置は数多く存在する。そうした政策措置を総称して非関税措置と呼ぶ。非関税措置には，国境での伝統的な水際措置（border measures）である数量制限・割当や価格統制ももちろん含まれる。しかし，それだけでなく，商品の品質，性能，大きさといった特性や生産方法・製造工程などについて定められている「基準」およびその基準に適合しているかについて判断する「認証制度」をはじめとする国内措置（behind-the-

border measures) も含まれる。

前者の水際措置は、明らかな貿易制限的措置であり、特に、非関税障壁 (Non-tariff Barriers : NTBs) とも呼ばれる。後者の国内措置の範疇には、基準・認証制度以外にも、市場競争を歪める措置、貿易に関連する投資措置、流通上の規制、政府調達に関する規制なども含まれる。これらの国内措置の多くは、消費者の健康や安全の保護、環境保全といった公益の観点から品質要求や情報提供義務を課すものであり、必ずしも貿易制限を意図したものではない。

しかし、たとえば、自動車の安全性確保・公害防止のための技術要件やその試験方法、遺伝子組換え食品の表示義務制度、ホルムアルデヒドなど化学物質を発生する建築資材の使用条件などについて、各国は独自の規制を設けている。各国間で異なる規制が設けられていることで、実質上、国産品と輸入品が差別的に取り扱われると、規制の存在は貿易制限的な効果をもたらす。反対に、国家間で規制を統一したり調和したりする方向で規制が設けられている場合には、規制の存在による貿易促進的な効果が期待される。

また、各国の国内規制の策定プロセスが不透明で、その運用が恣意的なために、外国市場へ向けて輸出しようとする企業に過剰なコスト負担を強いている実態も指摘されている。さらに、近年、表面上は消費者保護といった正当な政策目的を掲げつつも、実際には国内産業を保護するための「偽装された保護主義 (disguised protectionism)」として規制が濫用される可能性も懸念されている。規制が持ちうる不必要な貿易制限的効果を抑止するために、規制の策定・運用に関する透明性向上が不可欠だろ

う。

(2) 高まる非関税措置の重要性

WTO では、各国の公益を守りつつ、公正な国際貿易を担保するための国際的なルールとして、貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade, 以下 TBT 協定)、ならびに、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, 以下 SPS 協定) を定めている。TBT には、工業製品から農産品に至るまで、各商品の品質などについて定められた標準 (規格) や、その規格に適合しているかを評価する制度 (適合性評価手続) が含まれる。たとえば、日本では家電製品を輸入する際、経済産業省の定める規格に適合していなければならず、国内販売時には規格への適合を示す「PSE マーク」などの表示が義務付けられている。一方、SPS 措置は、検疫をはじめ、食品の安全や動植物の健康に関する措置を指す。たとえば、日本では果物を輸入する際、海外からの病害虫の進入を防ぐために、輸出国の植物検疫機関発行の証明書の提出が義務付けられており、通関前にも農林水産省植物防疫所で検査が行われる。また、輸入者は厚生労働省検疫所へ輸入の届出をしなければならず、残留農薬基準や食品添加物の使用基準が満たされているかどうか審査される。

WTO 加盟国は、TBT 協定 (第 2.9 条) ならびに SPS 協定 (第 7 条) の規定に基づき、規格や検疫措置などの制定や改正を行う際には、原則として、事前に WTO 事務局へ通報しなければならないことになっている。WTO の年報である *World Trade Report 2012* では、

非関税措置の特集が組まれており、TBT ならびに SPS 措置の WTO への通報件数が年々増加傾向にあることが示されている。さらに、通報された措置のうち、WTO の会合において「特定の貿易上の関心事項 (Specific Trade Concern: STC)」として、その貿易制限的効果に対して懸念が表明された措置の件数も累積している。WTO のデータベースである Technical Barriers to Trade Information Management System (<http://tbtims.wto.org/>) によると、WTO が設立された 1995 年から 2018 年 1 月末日現在までの TBT 通報件数は累積 23,880 件に上り、うち 548 件が STC として提起されている。日本に対する STC は 12 件で、直近では、2008 年にアメリカとオーストラリアが農林水産省の「和牛」の表示に関するガイドライン (2007 年に公表) に対して懸念を示した。

こうした事実は、TBT や SPS 措置をはじめとする非関税措置の重要性の高まりを示唆するものとして、しばしば引用されてきた。しかし、あくまでも規格や検疫措置などの制定や改訂を機に、WTO 加盟国が TBT/SPS 協定の規定通りに通報した措置のみが対象であることに注意しなければならない。

2 非関税措置の実態に迫る 国際的取組み

非関税措置の重要性の高まりとともに、世界に存在する非関税措置の全体像についての情報、知識の不足が問題視されるようになった。こうした機運の高まりを受け、今、国連貿易開発会議 (UNCTAD) のイニシアチブの下、網羅的かつ国際比較可能な非関税措置データベー

スの構築が進められている。前出の WTO への通報に基づいたデータベース構築方法を刷新し、ボトムアップで非関税措置の情報をあぶり出そうという試みである。

(1) UNCTAD 主導のデータベース構築

UNCTAD の呼び掛けで集まった世界各国の専門家たちは、当該国の法令文書を洗いざらい読み漁り、商品の輸出入に影響を与える非関税措置を網羅的に検出してきた。そして、検出された措置を UNCTAD が作成した措置分類コードに紐付け、対象となる製品の情報は各国が採用する最も細かい品目分類コード、対象となる貿易相手国の情報は国分類コードでデータベース化するという、極めて労働集約的な作業を地道に行ってきた。UNCTAD が新しく構築している非関税措置データベースは、いわば世界の専門家たちの血と汗の結晶なのである。

この UNCTAD のイニシアチブの下での日本の非関税措置データベース作成には、2015 年夏より、早稲田大学の鍋嶋郁氏とともに、筆者が携わっている。たとえば、TBT 協定 (第 2.11 条) の規定に基づき、日本政府は施行している規格および適合性評価手続について官報や規制当局のホームページなどで情報公開している。しかし、すべての規制の情報は一元化されておらず、開示方法も複雑で統一されていないため、規制の全体像は見えにくい。

2017 年 3 月現在、不完全な部分が残っているものの、日本を含む 57 カ国のデータベースが UNCTAD の TRAINS: The global database on Non-Tariff Measures (<http://trains.unctad.org/>) に順次公表されている。また、日本より一足早くデータベースが完成した ASEAN10 カ国については、情報収集作業の成

表1 日本における非関税措置の実態（2015年）

UNCTADによる大分類	検出された措置数（比率）	対象品目数（比率）
A SPS措置	193（22%）	1,246（24%）
B TBT	431（50%）	3,920（75%）
C 出荷前検査およびその他の手続き	27（3.1%）	1,500（29%）
D 特殊関税制度	n.a.	n.a.
E 非自動輸入許可制度、数量割当・制限	14（1.6%）	5,206（100%）
F 価格統制	53（6.1%）	1117（22%）
G 金融措置	1（0.1%）	37（0.7%）
H 市場競争に影響を与える措置	3（0.3%）	50（1.0%）
I 貿易関連投資措置	0（0%）	0（0%）
J 流通規制	n.a.	n.a.
K 販売後の規制	n.a.	n.a.
L 補助金	n.a.	n.a.
M 政府調達規制	n.a.	n.a.
N 知的財産	n.a.	n.a.
O 原産地規則	n.a.	n.a.
P 輸出関連措置	147（17%）	4,180（80%）
合計	869（100%）	

（出所）UNCTAD NTM TRAINS のデータをもとに筆者作成。

果報告書がERIA（東アジア・ASEAN 経済研究センター）とUNCTADから公刊されている（Ing, Fernandez de Cordoba, and Cadot, 2016）。日本やその他の東アジア諸国についても同様の成果報告書が作成されている最中だ。

（2）日本における非関税措置の実態

筆者らがUNCTADのイニシアチブの下で8,000以上の日本の政省令や規則などを精査した結果、212の法令文書から、2015年7月1日時点で日本の商品の輸出入に影響を与える869の非関税措置が検出された。この非関税措置の数には、強制的（mandatory）かつ公式な（official）措置のみが含まれている。日本農林規格に適合する食品につけることができる「JASマーク」などの任意の制度は含まれていない。WTOへの通報に基づく既存のデータと照らし合わせると、212のうち93（44%）の法令文書、869のうち274（32%）の非関税措置しかカバーされていない。UNCTADのイニシ

アチブの下での我々の弛まぬ努力の結果、非関税措置の実態の解明に一步近づけたことが分かる。

表1は、日本において検出された非関税措置の数とその対象品目数を措置の種類ごとにまとめたものである。UNCTADでは、非関税措置を目的別に16の大分類（A～P）に分け、さらに中分類、小分類と分け、最も詳細なレベルでは200以上の措置分類コードを定義している。最新の2012年版の措置分類については、UNCTAD（2013）を参照されたい。

16ある大分類のうち、表1には、8つの輸入関連の大分類（A～C, E～I）と輸出関連措置をすべて包含する大分類（P）にしか数値が記載されていない。これは、その他の大分類に該当する非関税措置が存在しないことを意味するのではなく、これまでの国際的な情報収集作業で対象とされてきた大分類が上述の8つのみだからである。表1より、検出された非関税措置の半数がTBT、2割がSPS措置であることが分

かる。輸入関連のみに絞ると、その9割近くがTBTあるいはSPS措置となっている。

非関税措置の対象品目数は、HS (Harmonized Commodity Description and Coding System) と呼ばれる品目分類において、国際的に統一された、最も細かい6桁レベルで数えた。5,206にのぼる全商品のうち、4分の3の商品が何らかのTBTの対象となっている。なお、大分類Eの対象品目比率が100%となっているのは、イラク・北朝鮮への経済制裁が含まれているからである。輸出関連の大分類Pについても同様の背景事情がある。また、大分類ごとの対象品目数の高さからも窺えるように、品目レベルで見ると、8割近くの品目は3つかそれ以上の非関税措置の対象となっている。

3 非関税措置が貿易に与える影響

現存する非関税措置の全容に迫るUNCTADの新しい非関税措置データベースを活用することで、非関税措置が国際貿易に与える影響を体系的に検討し、政策議論に役立てていくことが望まれる。

(1) 重要なのは国家間の規制の差異

既存研究では、データの制約もあり、非関税措置が貿易に与える影響について個別の製品規格などの事例を対象に実証分析することが多かった。WTOへの通報ベースのデータを用いた研究でさえ、前述のとおり、網羅性という意味では疑問符が残る。

さらに、既存研究では、TBTやSPS措置は貿易制限的であるという暗黙の前提の下で、輸入国における規制の存在を従価税に換算して

(ad valorem equivalent: AVE)、貿易に対する影響が分析されてきた(たとえば、Kee, Nicita and Olarreaga (2009)やCadot and Gourdon (2016))。しかし、この手法は必ずしも万能ではない。ある産業あるいは(HS6桁レベルの)品目に対して、各国において規制が全く存在しない、ということはないだろう。そのうえ、日本で「8割近くの品目は3つかそれ以上の非関税措置の対象」であるように、他国でも、ある品目が同時に複数の規制の対象となっていることが多い。

単純な例を考えてみよう。自国で規制Aがあり、その輸出先の国では規制AとBが存在しているとしよう。既存研究では、輸入国の規制AとBが自国からの輸出に与える影響を従価換算して推計している。しかし、自国の企業は国内での生産・販売活動において既に規制Aを遵守しているため、実際に自国企業の輸出活動に影響を与えるのは、追加的に遵守が必要となる規制Bだけのはずである。ある国の輸出に影響を与えるのは、輸出先における規制の存在そのものではなく、二国間の規制の差異(Regulatory difference)なのである。

こうした考えから、鍋嶋郁氏(早稲田大学)と筆者は、国家間の規制の差異を計測し、規制の差異の貿易制限的効果を数量的に分析することを試みている(Nabeshima and Obashi, 2018)。

(2) 規制の差異の計測

二国間の規制の差異は、テキストマイニングや情報探索でよく用いられているコサイン類似度(Cosine Similarity)を使って計算することができる。輸入国*i*と輸出国*j*の規制の差異の尺度である $Dissimilarity_{ij}$ は、(ある特定の産

業や品目、あるいは全品目を対象として）以下のように定義される。

$$Dissimilarity_{ij} = 1 - \text{Cos}(\theta)_{ij}$$

$$\text{Cos}(\theta)_{ij} = \frac{F_i \cdot F_j}{\|F_i\| \|F_j\|} = \frac{\sum_{k=1}^K F_{ik} F_{jk}}{\sqrt{\sum_{k=1}^K F_{ik}^2} \sqrt{\sum_{k=1}^K F_{jk}^2}}$$

$F_i = (F_{i1}, \dots, F_{iK})$ は、輸入国 i が輸出国 j からの輸入品に対して実施している規制のパターンを表す行ベクトルである。その要素である F_{jk} は、ある品目がある種類の措置の対象となっているかを示す 2 値変数で、0 または 1 の値をとる。たとえば品目レベルで計算する場合、輸入関連の大分類 A~C と E~I には 208 種類の措置分類コードが存在するので、 $K=208$ となる。産業レベル、あるいは全品目を対象とする場合には、 $K=208 \times$ 該当品目数 となる。同様に、 F_j は、輸出国 j の国産品に対する規制の実施パターンを表すベクトルで、国 j が世界のすべての国からの輸入品に対して課している規制の情報から構築される。

$\text{Cos}(\theta)_{ij}$ は、二国の規制ベクトルの内積とそれらベクトルの大きさによって表される。 θ は、2 つのベクトルがなす角の大きさで、 0° (完全一致) から 90° (直交) の間の値をとる。よって、 $\text{Cos}(\theta)_{ij}$ は、0 から 1 の値をとり、2 つのベクトルの類似度の尺度としての役割を果たす。そして、このコサイン類似度を 1 から差し引けば、ベクトルの相違度、すなわち、規制の差異の尺度として用いることができる。

(3) 規制の差異の貿易制限の効果

二国間の規制の差異を考慮して、国際貿易の実証分析でおなじみの重量方程式 (gravity equation) を用いれば、規制の差異の輸出額への効果を分析することができる。筆者らは、2017 年 3 月時点で非関税措置データベースが

公表されている 57 カ国 (日本を含む) について、2015 年に実施されていた規制の情報に基づいて二国間の規制の差異の尺度を計算し、二国間の輸出額データとつなぎ合わせることで、規制の差異がどの程度の貿易制限の効果を有するのかを推定している。

予備的な分析として、全品目を対象に国レベルで計算した規制の差異の尺度を用いて推定した結果を表 2 で紹介しよう。推定には、重力方程式の推定方法をめぐる近年の研究の一つである Santos Silva and Tenreyro (2006) によって提唱された、ポワソン疑似最尤推定法 (Poisson Pseudo Maximum Likelihood method: PPML) を用いた。輸出国と輸入国の経済規模や価格効果は固定効果 (ダミー変数) によって制御されている。なお、重力方程式の推定についての詳細な説明はここでは割愛するが、興味のある読者は WTO and UNCTAD (2012) などを参照して欲しい。

表 2 の推定結果より、二国間の規制の差異の係数は -1.074 であることから、輸出国の国産品に対する規制が輸入国の (当該輸出国からの) 輸入品に対する規制と大きく異なるほど、二国間の輸出額は小さくなることが読み取れる。二国間の規制が異なると、輸出国側の企業は、(国内での操業に加え) 輸入国市場へ向け輸出するに際して、輸入国が課す規制にも適応するために追加的な遵守コストを負担しなければならない、実質的な貿易障壁となるため、輸出量は限定的にとどまると考えられる。二国間の貿易額の大きさを説明する要因として従来から用いられている諸変数 (二国間の地理的距離や国境を接しているかどうか、言語が共通かどうか、過去に植民地関係にあったかどうか、RTA を締結しているかどうか) の影響を制御

表2 二国間の規制の差異の輸出額に対する影響：重力方程式による分析

非説明変数：	輸出額
距離の対数値	-0.635 (0.057)
国境ダミー（接している場合=1）	0.413 (0.102)
言語ダミー（共通の場合=1）	-0.115 (0.069)
植民地関係ダミー（ある場合=1）	0.440 (0.097)
RTA ダミー（締結している場合=1）	0.347 (0.096)
規制の差異の尺度	-1.074 (0.394)
輸出国，輸入国ダミー	Yes
標本数	2,688
対数擬似尤度	-6.21E+11

(注) 各説明変数の係数の推定値と、括弧書きで標準誤差が示されている。

(出所) Nabeshima and Obashi (2018) より抜粋して転載。

してもなお、二国間の規制の差異がもたらす貿易制限的効果は（有意水準1%で）統計的に有意である。

4 規制のハーモナイゼーション

以上の重量方程式を用いた分析結果を鑑みると、反対に国家間の規制の差異が縮まることで貿易促進的効果が期待される。これは、さらなる貿易自由化に向けて、規制のハーモナイゼーション（調和）を国際的に推進していくことの重要性を示唆するものである。

(1) ハーモナイゼーションを通じた貿易自由化

無論、各国が正当な政策目的に基づいて独自の国内規制を策定し運用する権限は尊重されなければならない。また、気候や地理的な理由あるいは根本的な技術的制約によって、国家間で規制を統一することが必ずしも合理的ではないケースもあるだろう。とはいうものの、各国が多様な独自の規制を策定し複雑に運用すること

で、実質的に国産品と輸入品が差別的に取り扱われ、WTOの基本原則である無差別原則（内国民待遇）が満たされない状況は避けなければならない。自由で公正な国際貿易を保証するために、国家間で規制をすり合わせ、不必要な規制の差異をなくし、規制を調和させていくような各国の努力と国際協調が求められる。

国際規格の採用などを通じて国家間で規制を統一したり、整合化を図ったりすることの重要性は、TBT協定（第2.4条）のなかでも言及されている。また、各国がRTAにおいて規格の適合性評価の結果を相互に承認する制度（相互認証制度）などを定めることで、重要な貿易相手国との間で規制を調和させる動きもある。日本がこれまで締結してきた経済連携協定（Economic Partnership Agreements：EPAs）も例外ではない。

(2) ハーモナイゼーションの進め方を考える

さて、あるRTAに参加する複数の国々が既存の規制を加盟国同士で統一させることを考え

よう。理想的な規制のハーモナイゼーションのあり方には、様々な立場から様々な意見があるだろう。しかし、ここでは、各国が採用する多様な規制そのものの経済的妥当性やその優劣はさておき、どの RTA 加盟国が主導して規制を統一させるのが最適かという問題だけを考えてみよう。つまり、どの国の一連の規制の実施パターンをベンチマークとして、その他の国の規制を調整して近づけていくのが、調整コストを低く抑えられるという意味において、効率的なのだろうか。前出の規制の差異の尺度を活用することで、これに対する一つの答えを導くことができる。

ある RTA に参加する国の集合を R として、参加国の総数は N だとしよう。今、ある輸出国 $j \in R$ の国産品に対する規制をベンチマークとして、その他の RTA 参加国の規制を統一させることを考える。規制の統一のための調整コストは、輸出国 j と RTA に参加する（国 j にとって輸入国となる）すべての国 $i \neq j$ について、二国間の規制の差異の尺度 $Dissimilarity_{ij}$ の平方和で近似できる。この平方和を自由度 $(N-1)$ で割ったものは、ベンチマーク国以外の国が平均して負担しなければならない調整コストとみなせる。以下の式から得られるように、自由度調整済みの調整コスト負担が最小化されるような国 j^* をベンチマークとして規制を統一させるのが最適だと考えられる。

$$j^* = \operatorname{argmin}_{j \in R} \frac{\sum_{i \neq j} (Dissimilarity_{ij})^2}{N-1}$$

2017年3月時点で非関税措置データベースが公表されている57カ国には、ASEAN+6（すなわち、ASEAN10カ国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）のうち、韓国以外の15カ国が含まれてい

る。これら東アジア諸国をめぐる RTA 交渉・締結の動きのなかでも注目を集める、環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement：TPP）と東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）を例に、どの国をベンチマークとしたときに自由度調整済みの調整コスト負担が小さくなるかを比較してみたのが表3である。

まず、RCEPにおいては、オーストラリアをベンチマークとして規制を統一させていけば、（自由度調整済み）調整コスト負担を0.495と最小化することができることが読み取れる。次点はタイである。一方、インドや中国をベンチマークとした場合には、0.672、0.638と、調整コスト負担は膨れ上がり、規制の統一は極めて困難だろうと解釈できる。

TPPについては、アメリカを除いた11カ国（TPP11）で規制を統一する場合と、アメリカも含むTPP12の場合とをそれぞれ計算した。TPP11では、RCEPと同様、オーストラリアをベンチマークとするのが最適なようだ。次いで、日本、マレーシアがベンチマークとして比較的望ましいという計算結果になっている。TPP12においても、オーストラリア、日本、マレーシアの順で望ましいという結果だが、アメリカをベンチマークすることでさらに調整コスト負担は小さくなる。また、アメリカを含めることで、オーストラリアや日本、カナダをベンチマークとした場合の調整コスト負担は小さくなっている。対照的に、ベトナムを除くASEAN諸国やチリ、メキシコをベンチマークとした場合の調整コスト負担がアメリカの存在によって増加している点は興味深い。

さらに、TPP11とRCEPにおける調整コス

表3 RTAにおける規制統一の調整コスト負担の比較

ベンチマーク国	RCEP	TPP11	TPP12
ブルネイ	0.527	0.506	0.512
マレーシア	0.540	0.499	0.502
シンガポール	0.541	0.515	0.517
ベトナム	0.572	0.548	0.540
インドネシア	0.593
カンボジア	0.585
ラオス	0.597
ミャンマー	0.609
フィリピン	0.595
タイ	0.521
日本	0.565	0.495	0.483
中国	0.638
韓国	n. a.
オーストラリア	0.495	0.481	0.475
ニュージーランド	0.543	0.544	0.539
インド	0.672
カナダ	..	0.550	0.534
チリ	..	0.527	0.529
メキシコ	..	0.574	0.580
ペルー	..	0.589	0.589
アメリカ	0.475

(出所) Nabeshima and Obashi (2018) より抜粋して転載。

ト負担を比較してみると、RCEP ではどの国をベンチマークとした場合にも軒並みコスト負担が跳ね上がっている。TPP とは異なり、カンボジア、ラオス、ミャンマーといった ASEAN のなかでも経済発展段階の遅れている国やインド、中国も参加する RCEP では、その多様性を乗り越えて規制を統一させるのは前途多難であることを示唆する結果である。

なお、表3 はあくまでも全品目を対象とした粗い計算結果であるが、同様の分析を特定の産業や（たとえば、自動車部品などの）特定の品目群について行うことでより現実に即した政策的示唆が導けるだろう。また、製品規格をめぐっては、実際には、政府レベルでの規制の調和を目指した協働のみならず、民間企業自らが国際規格や貿易相手国の規格の策定に積極的に働きかける事例も無視できない。

5 結びにかえて：今後の研究課題

非関税措置の全容を解明しようとする UNCTAD 主導の国際的な取り組みが進行するなかで、非関税措置が国際貿易に与える影響を、国際比較可能で網羅的なデータセットを活用して体系的に検討するための土台が整いつつある。本稿では、非関税措置が持ちうる貿易制限的効果を体系的に検討するにあたって、筆者自身が特に関心を寄せている、国家間の規制の差異に着目した分析のフレームワークを簡単に紹介した。より精緻な分析に落とし込むにあたっては、品目レベルでの非関税措置と関税の代替可能性も考慮したうえで、関税との比較において、非関税措置が持つ貿易制限的効果の相対的な大きさが検討されなければならないだろう。

また、自国と輸出先の国で規制が異なる際、企業が輸出先の規制にも適応するために追加的に負担しなければならない遵守コストの存在は、固定費用としての側面が強く、その国に向けて輸出するかしないかという企業の意思決定と直接的に関わってくるだろう。ある産業における国家間の規制の差異は、当該産業内の企業の輸出行動に対して、企業の規模や生産性に比べて異なる影響をもたらすと考えられる。非関税措置データを企業レベルのデータと接合し、国家間の規制の差異が企業の輸出パフォーマンス、ひいては産業の市場構造にどのような影響をもたらすのかを検証することは重要な研究課題である。

本稿で紹介した国家間の規制の差異という切り口からの実証分析以外にも、非関税措置が国際貿易ひいては経済厚生に与える影響をめぐって、エキサイティングな実証研究がヨーロッパを中心にどんどん花開いている。興味のある読者は、ぜひ、EU 出資の PRONTO と呼ばれる研究プロジェクトのウェブページ (<http://prontonetwork.org/>) でアーカイブされている論文を参照してもらいたい。将来的には、

近年ますます重要性が高まっている国境を越えたサービス取引に影響を及ぼす非関税措置の実態も明らかになるだろう。これまでの世界大での情報収集作業では、商品に係る非関税措置のみが対象とされてきた。UNCTAD 傘下の専門家組織 (Multi-Agency Support Team: MAST) では、今まさにサービス貿易における非関税措置の分類コード策定に向けた話し合いがなされている。

[参考文献]

- Cadot, Oliver and Julien Gourdon. 2016. Non-tariff Measures, Preferential Trade Agreements, and Prices: New Evidence. *Review of World Economics*, 152(2): 227-249.
- Ing, Lili Yan, Santiago Fernandez de Cordoba, and Olivier Cadot, eds. 2016. *Non-Tariff Measures in ASEAN*. Jakarta: ERIA and UNCTAD.
- Kee, Hiau Looi, Alessandro Nicita, and Marcelo Olarreaga. 2009. Estimating Trade Restrictiveness Indices. *The Economic Journal*, 119(534): 172-199.
- Nabeshima, Kaoru and Ayako Obashi. 2018. *Impact of Regulatory Differences on International Trade*. Mimeo.
- Santos Silva, J. M. C. and Silvana Tenreyro. 2006. The Log of Gravity. *Review of Economics and Statistics*, 88(4): 641-658.
- WTO. 2012. *World Trade Report 2012 - Trade and public policies: A closer look at non-tariff measures in the 21st century*. Geneva: WTO Publications.
- WTO and UNCTAD. 2012. *A Practical Guide to Trade Policy Analysis*. Geneva: WTO Publications.

世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

世界主要国の直接投資統計集 (2017年版) I. 概況編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。

発行：2017年10月 / 価格：25,000円

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。

1997年以来毎年発行 / 日本企業の進出が多い国・地域だけでなく、世界の201か国・地域の対内および対外直接投資額、直接投資残高、直接投資収益等を収録し、国際比較ができる / 直接投資の分析に必要な不可欠な各種指標 (対GDP比)、知的財産使用料等の直接投資関連データの国際比較データを収録 / 原則として過去10年間のデータを収録 / 国際比較と中・長期の時系列変化の分析に便利 / 見本 http://www.iti.or.jp/report_59.pdf をご参照ください。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

発行：一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

TEL: 03 (5148) 2601 / FAX: 03 (5148) 2677 / E-Mail: jimukyoku@iti.or.jp / URL: <http://www.iti.or.jp/>